

食安検発第0514001号
平成21年5月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について（廃止）

新型インフルエンザに対応する検疫強化に伴う緊急的な対策として、平成21年4月30日付け食安検発第0430002号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について（農産食品及び畜産食品の残留農薬及び抗菌性物質）」を発出したところです。

今般、今後のモニタリング検査については、平成21年5月8日付け食安輸発第0508003号「平成21年度輸入食品等モニタリング検査」の実施について」が発出されたことにより、横浜及び神戸センターにて検査の実施が可能な項目が示されたことから、当該通知及び同日付け事務連絡「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について（農産食品及び畜産食品の残留農薬及び抗菌性物質）」については、廃止いたします。